

# 税務相談会のご案内

開催日：平成23年9月14日(水)、28日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせください。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919

## サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：前田敦子 税理士、後藤昌司 税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思われ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

## 前田税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

平成23年度の税制改正のうち、年金所得者の申告不要制度について、教えてください。

A

「その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。」

年金の種類は公的年金等に限定

収入金額が400万円以下

それ以外の所得金額が20万円以下となっています。

(確定申告を行った方が、有利な場合があります。また現在のところ、所得税が申告不要であっても住民税の申告が必要な場合があります。)